



日本の技を未来へつなぐ文化財の保存・活用推進協定書

東大阪市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本伝統建築技術保存会（以下「乙」という。）とは、次のとおり文化財の保存・活用推進協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の連携と協力のもとに、文化財の保存・活用を通じ、先人たちが培ってきた地域の文化的資源に触れる機会を創出し、次世代に継承するとともに効果的に発信し、市民が郷土に誇りと愛着を持つ地域社会の形成を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、連携協力し、伝統技術の継承のための活動を通じて、市民の文化財の保護・保存の意識醸成に努める。

2 甲及び乙は、連携協力し、伝統技術の継承のための活動による文化財の保存と活用を通じて、東大阪市の魅力発信に努める。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、前条の連携及び協力に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲と乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第5条 協定期間は、令和3年6月29日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1カ月前までに甲又は乙から解除の申出をしなかったときは、協定期間満了の日の翌日から起算してなお1年間更新するものとし、以後協定期間満了のときにおいてもまた同様とする。

（反社会勢力への対応に関する特則）

第6条 甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

（1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

（2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

⑦

(3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(定めのない事項の処理)

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年6月29日

甲 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市

代表者 東大阪市長 (自署)

乙 東大阪市今米一丁目4番38号 川中邸内
一般社団法人 日本伝統建築技術保存会

会長 (自署)